

(新) 住民記録システム

1. システム概要

住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図りつつ、住民に関する記録の適正な管理を図ることも目的に、電子データ化した住民基本台帳を管理運用するシステムである。住所異動や証明書発行等の業務処理を行うほか、付加機能として印鑑登録及び証明書発行、国民健康保険事務や税務などへ情報を提供するために業務共通システムとのデータ連携を行う機能を有する。

(1) 主な事務

・住民基本台帳事務

氏名・性別・生年月日・住所などの個人情報の管理、住民異動、住民票の写しなど各種証明書の交付、住民基本台帳ネットワークを通じて、他市、都道府県、国と本人確認情報（氏名・性別・生年月日・住所）を共有・利用。

※ マイナンバー法施行により、「個人番号」を生成・記録・管理するとともに、法令に基づき、個人情報の提供を行う。

・付帯事務

国民健康保険、国民年金、選挙人名簿などの資格情報の付記や届出等への活用
印鑑登録事務に必要な電子データ化した印鑑登録原票を整備し記録管理

(2) 取り扱う情報

個人番号（マイナンバー）、宛名番号、世帯番号、氏名、生年月日、性別、世帯主名及び続柄、住所、本籍、住民となった日又は外国人住民となった日、住所変更日、届出日、従前の住所、選挙人資格、国民健康保険被保険者資格、後期高齢者保健被保険者資格、介護保険被保険者資格、国民年金被保険者資格、児童手当受給資格、米穀配給に関すること、住民票コード、国籍又は地域、30条の45法区分、在留資格、在留期間、在留期間満了日、在留カード番号又は特別永住者証明書の番号、印鑑登録番号、印鑑登録日及び事由、印鑑廃止日及び事由、変更日及び事由、印影刻印種別、印影情報 等
約120万件（住民登録者・消除者含む）

(3) 利用方法等

データセンター設置のサーバを拠点とし、本庁、各区役所市民課、市民センター、連絡所にシステム操作端末を配置し、上記（1）の業務を行っている。

また、住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、法令に定められた国、県、地方公共団体などの機関の事務に情報提供し利用されている。

マイナンバー法の施行により、新たに整備される情報提供ネットワークシステムと連携し、マイナンバーの付帯事務を行うこととなる。